

大都市水道局における民間タンクローリー車等の災害時活用状況（令和5年3月現在）

関係都市	協定締結の有無	業種	通常時運搬物	活用対象台数	締結事業者以外への派遣の可否 (○…可、×…不可)	備考
札幌市	○	道路清掃等	水道水、井戸水、河川水等	2台	○	
仙台市	○	清掃業	飲料水	5台	○	
さいたま市	○	液状食品素材輸送	液糖類、果汁、酒類、ミネラルウォーター等	95台	○	・全国他の地域での災害派遣可（要請窓口はさいたま市水道局水道総務課広報・防災係） ・95台はさいたま市近隣圏域の営業所保有台数（容量10t以上）、全社保有台数は151台
東京都			飲料水			航空会社が災害時に要請があれば協力可
新潟市	○	輸送業	牛乳	24台	×	吐水口がネジ式のため、媒介で町野式に変更が必要（15t 10t 7t 4t）
	○	酒造業	酒	2台	×	(8t 3t)
京都市	○	食品液体輸送等	各種植物油、液糖、糖アルコール、酒類、ミネラルウォーター等	16t×1台 10t×9台	○	・民間事業者と締結している協定に基づき、応急給水活動に協力いただく場合の車両は、水質への影響を考慮し、事業者所有する車両のうち、サニタリー仕様の車両に限定しています。 ・民間事業者との訓練の際に、水質検査（51項目）を実施して、タンク内の水質を確認し、予め、水質を担保するようにしています。 ・民間事業者の車両は、それぞれサニタリー仕様の口金を使用しているため、町野式に変換する媒介金具を当局で用意しています。
	○	食品液体輸送等	糖類、酒類、食物繊維等	16t×8台 10t×16台	○	
	○	食品液体輸送等	砂糖、糖アルコール、食酢、純水等	15t×6台 10t×30台	○	
大阪市	○	酒造業	酒類、井戸水等	不明	○	・本協定は、上下水道局ではなく市長部局（行財政局防災危機管理室）が所管する協定
	○	飲料メーカー	飲料水	不明	×	
	○	運搬	貨物	不明	×	民間の給水車ではないが、貨物用トラックの荷台に大阪市水道局が所有する2000ℓの布製応急給水タンクを積載し、臨時の給水車として活用することを想定。
仙台市、新潟市、岡山市、広島市、熊本市	○	水道業	水道水	13台	×	関係5都市が同社と締結（4t 3t）
仙台市、堺市	○	水道業	水道水	2台	○	関係2都市が同社と締結